

浜松市狂犬病予防法施行令第5条に規定する抑留犬の評価要領

(目的)

第1条 この要領は、狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第5条に基づき、処分する犬等の評価方法について定めるものである。

(評価の基準)

第2条 評価の基準は、別表の評価基準額で示した金額とする。

(評価の方法)

第3条 処分する犬等の評価は、前条に規定する評価の基準に基づき、浜松市狂犬病予防法施行細則(昭和49年浜松市規則第30号。以下、「細則」という。)第2条で規定する評価人の協議により決定するものとする。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

(別表)

犬種別評価基準額一覧表

(単位：千円)

種 類	評価 基準額	種 類	評価 基準額
雑種	5	セント・バーナード	53
柴犬	26	ダルメシアン	35
シェットランド・シープドッグ	33	チワワ	53
マルチーズ	30	狆(チン)	42
ビーグル	26	トイ・プードル	83
ヨークシャーテリア	39	ドーベルマン	50
シーズー	24	日本テリア	38
ポメラニアン	35	ニュー・ファンドランド	53
プードル	41	パグ	60
ダックスフンド	42	バセット・ハウンド	53
アイヌ犬	35	バセンジー	53
イタリアン・グレイハウンド	53	パピヨン	39
ウィペット	53	ブル・テリア	68
ウェストハイランド・ホワイト・テリア	38	ブルドッグ	83
ウェルシュ・コルギー	35	ペキニーズ	56
オールド・イングリッシュ・シープ・ドッグ	53	ボクサー	65
甲斐犬	35	ボストン・テリア	65
紀州犬	35	北海道犬	35
キャバリア・キングチャールズ・スパニエル	35	ミニダッグスフンド	42
グレート・ピレニーズ	60	ミニチュア・シュナウツァー	35
ケアン・テリア	42	ミニチュア・ピンシャー	39
コッカー・スパニエル	42	ラサ・アプソ	35
コリー	41	ラブラドル・レトリバー	42
ゴールデン・レトリバー	35	ワイアヘアード・フォックス・テリア	45
シェパード	42	ジャックラッセルテリア	42
シベリアン・ハスキー	35	バーニーズ	48
スピッツ	29	フレンチブルドッグ	83
スプリンガー・スパニエル	45		

ねこ種別評価基準額一覧表

(単位：千円)

種 類	評価 基準額	種 類	評価 基準額
雑種	1	ソマリ	60
アビシニアン	38	チンチラ	33
アメリカンカール	38	ヒマラヤン	33
アメリカンショートヘア	27	ペルシャ	33
オシキャット	27	メインクーンキャット	38
シャム	27	ロシアンブルー	35
スコティッシュフォールド	33		

その他の動物評価基準額一覧

(単位：千円)

種 類	評価 基準額
あらいぐま	17
きつね	27
スカンク	45

評価基準額の算出根拠

1 犬

犬種別に、近時の実勢販売価格（静岡県ペット商業組合調査）の平均値を求め、購入後の価値減少を勘案して算出した額を、犬の種別評価基準額とする。

$$\text{評価基準額} = \text{犬種別実勢販売価格} \times 0.3 \text{ (価値下落率)}$$

(1) 実勢販売平均価格

実勢販売価格は、犬血統の良否等により、高低の幅があることが一般的であるため、上限及び下限の平均値を求め、実勢販売価格とする。

(2) 価値下落率

ア 販売価格は、生後2ヶ月齢程度の販売適期の幼犬を対象として設定されたものであり、成犬では1/3程度に下落する。(上記組合による。)

イ 評価対象となる犬は、成犬に限られているので、価値下落を勘案する必要がある。

ウ 価値下落率として、「1/3」を端数処理した「0.3」を採用する。

(3) 実勢販売平均価格が求められない犬種の取扱い

一般的に売買されることが少なく、販売価格の確立していない犬の評価基準額にあっては、評価現場において、類似の犬種を参考にして必要な都度決定することとする。

2 ねこ

犬と同様の方法で、ねこの種別評価基準額を算定する。ただし、雑種については、1,000円とする。

3 あらいぐま、きつね及びスカンク

静岡市立日本平動物園が調査した平成17年2月時点の実勢販売価格に0.3を乗じて得た額を評価基準額とする。

(一般的な販売形態が確立していないため、静岡県ペット商業組合で把握できない。)